

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第46の項から第48の項までを次のように改める。

46 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による許可申請受理証明手数料	1件につき 300円
47 農地転用に関する事実証明手数料	1件につき 300円
48 非農地証明	1筆につき 500円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農地でないことを証明する非農地証明事務を開始することに伴い、証明に係る手数料を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。